

○志摩市の後援名義等の使用許可に関する要綱

平成17年8月24日

訓令第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、志摩市が他の団体等からの申請により後援、共催及び協賛の名義(以下「後援名義等」という。)の使用を許可するのに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 他の団体等の行う事業の趣旨に賛同し、その開催を援助する意思を表示することをいう。
- (2) 共催 他の団体等の行う事業の企画又は運営に参加し、当該主催者と共同して責任の一部を負担する意思を表示することをいう。
- (3) 協賛 他の団体等の行う事業に賛意を示すことをいう。

(使用を許可する事業の目的及び種別)

第3条 後援名義等使用の許可は、他の団体等から申請のあった事業の目的及び種別が、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。この場合において、特に必要があるときは、条件を付することができる。

- (1) 教育、文化、芸術、国際交流、スポーツ等の普及、振興に寄与するもの
- (2) 民生、福祉の増進に寄与するもの
- (3) 産業、経済の振興発展に寄与するもの
- (4) その他公益の増進に寄与すると認められるもの

(使用を許可する事業の内容)

第4条 後援名義等使用の許可は、他の団体等から申請のあった事業の内容が、次の各号のすべてに該当するものについて行うものとする。

- (1) 公共性を有するもの
- (2) 営利を目的としないもの
- (3) 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動でない

もの

- (4) 特定の主義主張の浸透を図る目的を有しないもの
- (5) 事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの
- (6) 市の行政運営及び施策の方針に反しないもの
- (7) その他市の後援許可が適当であると認められるもの

(申請手続)

第5条 後援名義等使用許可の申請をしようとする団体等(以下「申請者」という。)は、後援(共催、協賛)名義使用許可申請書(様式第1号)に、参考となる資料を添えて、事業実施の1箇月前までに市長に提出しなければならない。

(許可の通知)

第6条 申請者への後援名義等使用許可の通知は、後援(共催、協賛)名義使用許可書(様式第2号)により行うものとする。

(内容の変更・許可の取消)

第7条 前条の使用許可の通知を受けた後において、申請内容に変更が生じたときは、様式第1号に変更箇所を明記し速やかに届け出て市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項に定める手続きを怠り又は申請内容に反する行為があったときは、後援名義等の使用許可を取り消すことができる。

(事業終了後の報告)

第8条 申請者は、事業終了後1箇月以内に事業実施報告書(様式第3号)を市長あてに提出しなければならない。

- 2 料金を徴収した場合は、収支決算書を添付しなければならない。ただし、国、県等の公の機関の実施する事業については、この限りではない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月29日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。